てをつなぎ
みんなのしあわせ
安全・地位・名誉・所得の向上

日本建設職人社会振興連盟新聞

Vol.6

若者が誇りをもてる
希望に満ちた
明るい未来のある
産業を目指して！

本部　〒103-0001 東京都中央区日本橋小伝馬町15-18　URL : www.kenshokushaen.jp
TEL : 03-3639-0650　FAX : 03-3639-0640　E-mail : info@kenshokusharen.jp

〝希望の太陽〟「建設職人基本法」を議員立法による一刻も早い制定を
「若者が誇りを持てる希望に満ちた明るい未来のある産業」を創生

建設職人基本法を強く待望する座談会

日本建設職人社会振興連盟（國松孝次会長）は、「建設職人基本法」（建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律案、以下基本法）を議員立法による一刻も早い制定を望んでおります。きたる10月19日には、東京都港区の建築会館で、「希望の太陽へのつどい～建設職人基本法の制定を～」を開催します。本つどいの前に、本連盟賛同団体である全国仮設安全事業協同組合（アクセス、小野辰雄理事長）青年部（小岸昭義会長）有志と全国中小建築工事業団体連合会（全建連）幹部が集い、今回、「建設職人基本法を強く待望する座談会」を行い、本つどいでは、国会議員や行政幹部の方々に訴えることとしました。

座談会出席者

全国中小建築工事業団体連合会

森大代表理事　寺井茂幸会長　川井正仁専務理事

全国仮設安全事業協同組合青年部

小岸昭義青年部会長　佐古篤彦幹事　門傳昌悦幹事
江幡良太幹事　佐々克考幹事

森全建連代表理事

寺井全建連会長

川井全建連専務理事

小岸アクセス青年部会長

江幡アクセス青年部幹事

佐古アクセス青年部幹事

佐々アクセス青年部幹事

門傳アクセス青年部幹事

建設業の危機は日本の危機

小岸　皆さん、本日は、本連盟青年部主催の「建設職人基本法制定を強く待望する座談会」にご参集いただき誠にありがとうございます。特に、ご多忙の中、本連盟賛同団体の全建連からは、森代表理事（連盟理事長代行）、寺井会長（連盟副会長）、川井専務理事（連盟専務理事）のお歴々がご列席いただいた事は大変、光栄です。われわれ連盟青年部もさらに力を得て、基本法実現にまい進いたします。

まず、大変恐縮ですが、わたしの方から、建設職人の現状と同時に基本法についての思いをお話いたします。

1つは足場からの墜落災害が依然多発し、安全の官民格差が続いていること、もう1つは、仕事があるにもかかわらず、労働環境の改善が思うように進展せず、いまのままでは建設職人に未来がないということで、若者が入職せず、担い手・確保育成に大きな壁が立ちはだかっているのが現状です。

今後10年間にわたって、建設職人の高齢化により、約110万人が離職し、国土交通省の試算でも今後、約93万人が不足する可能性があると指摘されています。

このままでは、日本の素晴らしい建設技術・技能が伝承されなくなります。これは建設職人および建設業のみならず、日本の社会インフラという貴重な財産を維持ができなくなるという日本全体の危機であり、われわれは、一刻も早い基本法制定を望むものです。そこで基本法に対しての思いや実現に対する希望について森理事長代行からお願いします。

建設職人の安全確保と地位向上、処遇改善の実現を

基本法制定に全面協力

森　青年部の方々とこうしてお話しすると元気が出ます。このような座談会の機会が得られたことは幸甚です。全建連傘下会社は、元請にもなり、下請にもなりますが、建設職人の安全確保、地位向上、処遇改善の問題を解決しなければ未来はありません。青年部の方々のみならず、アクセスの皆さんと一致団結して、基本法実現にまい進して参りましょう。全建連ができることであれば全面的に協力したいです。

基本法実現は「希望の太陽」

寺井　われわれ全建連は中小零細の工務店から構成されており、担い手確保・育成に苦戦しており、重要なテーマになっていますが、解決していかないと、仕事も難しくなります。

皆さまと同じように建設業界を束ねる組織の一員としていろいろな各法も必要ですが、まずは基本法制定にまい進し、建設職人の安全確保、処遇改善・地位向上、また誇りを持って仕事が整備できる環境改善が肝要であり、基本法は、まさに「希望の太陽」です。

続いて川井専務から工務店の現状の説明があります。

福利厚生費を含めた計上を

川井　全建連は33団体の連合会で工務店経営者の集まりです。参加会社少なくとも3万社ほどです。

工務店の後継者、担い手の確保・育成は個々の企業で対応するには限界が来ています。やはり、本体工事と安全衛生経費がしっかりと分離していないことが大きな問題です。

本日、皆さまに配布した住宅生産団体連合会が6月に作成した「2015年低層住宅の労働災害発生状況報告書」をご覧ください。原因・型別労働災害発生状況の項目を見ると、「墜転落」がなんと約50%を占めています。

「屋根」からの墜転落は徐々に減少している反面、「足場」「脚立」「梁」からの墜転落が多く発生しています。これを防ぐためには福利厚生費を含む安全衛生経費がしっかりと確保計上されることですが、それには基本法制定が絶対条件です。

小岸　ありがとうございます。最近の厚生労働省の速報値でも建設労働災害は減少傾向にありつつも、墜落死亡災害は増加傾向にあり、年間150人に達する勢いです。これは悲惨な問題です。青年部としても、川井専務のご指摘に全面的に賛成で、墜落やほかの労働災害を撲滅するためには、安全衛生経費をしっかりと確保計上されることが必要可決であることは皆さん同意見です。それではわれわれ青年部役員から現状説明と基本法に対する期待、希望についてお話します。まずは、佐々幹事からお願いします。

地方の若者が首都圏に流出

佐々　岩手県山田町で足場材工一式会社の代表取締役をつとめております。いま、小岸会長や川井専務からご指摘がありました安全を確保するためには、経費がしっかりと担保され、また別枠計上にすべきという意見にまったく賛同で基本法にはそうした理念をぜひ盛り込んでほしいと願っています。

東日本大震災の被災地であり、先日も台風10号の被害に遭い、いろいろと大変です。今後、復興工事による需要は10年間続くと見ておりますが、絶対数の建設職人が不足しております。わたしも高校、専門学校、訓練学校にリクルート活動を行っておりますが、なかなか人が集まりません。

しかも若者は地方に魅力がなくなってきて、一度は首都圏や仙台に出たいという気持ちも強く、地元に残らなくなっています。そもそも地元にどうしたら残ってもらえるかも問題ですが、さらに地元に残った方が建設業界に入職してもらえるか、いま試行錯誤している段階です。

適用除外を狙うケースも

江幡　茨城県ひたちなか市の足場材工一式に勤務しています江幡良太です。茨城県では、民間工事は減少し、公共工事における学校耐震工事も一服感があったのですが、今度は県営・市営住宅の改修・耐震工事が増えて、逆に忙しくなったのが現状です。問題は若い作業員が不足しており、大量に足場材料を抱える会社はおおよそ茨城県では5社ほどですが、この5社同士の中で、若者が入職しないということが話題になっています。

そして、茨城県特有の問題として、これは社会保険未加入問題とも関係しているのですが、とびの個人事業主が大変多く、そこに若者が入職している話をよく聞きます。弊社も、多忙な際は、こうした会社を協力会社として活用するのですが、安全面も含めて非常に教育がしづらいというのが本音です。

自分の従業員や気心の知られた協力会社に仕事を委託すれば問題は、ありません。特に、2人か3人くらいの下請会社ですと、社会保険は適用除外ですから、国土交通省が社会未加入問題に取り組んでいるのは理解し、期待もしていますが、実態は、茨城県での足場材工一式業者は社会保険の適用除外会社が増えてしまいました。ある茨城県の会社ですが、代表が1人いて、後はみんな一人親方なってしまった事例があります。

福利厚生費は人への投資

小岸　福利厚生費の問題で言うと、労務費全体から見ると、仮に1000万円の現場で約16%は会社負担ですから、合計で1160万円の見積もりになります。いま、江幡幹事の提起は重要で、代表以外みんな一人親方という経営形態がまかり通ると、この会社は福利厚生費を負担しなくていいわけですから、1000万円の見積もりをすると、低入札が横行しています。これは、当初抱えきれない工事があり、全国から現地に事業所があれば落札してもよいということになったのですが、工事の一服感がでると、低入札で落札するケースが増えたためです。ここで問題なのは、低入札落札工事を作業する建設職人はどこにもいないということなのです。

まず、先ほど川井専務がいみじくも指摘されたように、「安全衛生経費」をしっかりと確保すること、もう1つは江幡幹事が指摘されたような法の目をくぐって建設職人の価値をダンピングするようなことは絶対にやめてほしいです。

小岸　官民工事の違いと工事の平準化の実態はどうですか。

門傳　民間工事では、まだまだ労働安全衛生規則も順守していないところもあります。公共工事では安全面では厳しいですが、民間工事では緩いです。この官民格差の是正が重要です。

わたしどもは、公共工事が多いですが、仕事の平準化がまだまだできていません。3月工期が多いですから、秋から春にかけては繁忙期で、春から夏までは閑散期になっています。地方にはさまざまな公共工事がありますが、残念なことに平準化は進展していません。適正な工期が必要で、もう少し余裕を持たせてほしいです。

現実的には、学校改修や耐震工事では、夏休み工事が多いものですからわたしたちは夏にも休めません。公務員や工場で働く人々は、お子さんの運動会に出席できますが、建設職人はその時も働いています。

そのため、子どもの時から父親が建設職人で働いていると、「運動会に出席できない」ということを知っています。そうすると、その子どもは、建設業に入職しなくなります。

総合すると安全面の確保、適正な賃金、適正な工期、社会保険の加入義務、週休2日制の実現がしっかりできる業界にしていく必要があります。極端な話、公務員と同じ処遇まで実現できればいいです。

発注者・ゼネコン・専門工事業者の三位一体としてこの問題の解決に取り組むため、基本法が必要です。

担い手確保・育成は地方でも苦戦しています。別の会社で高校卒業者を獲得していますが、離職するケースも多いのです。実は学校で現場の監督と作業員の違いも理解していないです。そして若者は、給料はそこそこでいいから、休みがほしいという人も増えてきています。

小岸　メーカー・リース会社の視点からはいかがですか。

健全な元下関係の構築を

佐古　弊社は、メーカー・リース会社で、新型の足場を開発し、供給しています。ところが材料の部分を下げろという圧力が高いです。場合によってはお金を要求しても値切られます。良い足場を使うのであれば、対価がほしいです。健全な元下関係の構築が大切です。

実はわたしは建設職人をやっていたのですが、休みもなく大変でしたので、いまはサラリーマンをしています。そこで得たものは安定です。社会保険も完備していることが大切で、それを若者は理解してほしいです。

求められる経営者の資質

小岸　将来は独立したいという気持ちを止めることはないですが、やはり経営者としての資質が大切で、社会保険の完備をしっかりとした会社としての体裁を整えてほしいです。そこで最後にもう1度、われわれで基本法に対しての熱い思いを再確認したいと存じます。まず、全建連の方々からお願いします。

基本法実現への期待と思い

森・寺井・川井　われわれの思いや意思は統一されております。全建連としては全面的に、この基本法について、賛同し、また実現しなくてはならないと思います。だからこそ、連盟として必要なことは団結であり、数の力です。ともに、頑張ってまいりましょう。

小岸　皆さんからお話がいろいろ出ましたが、すべて問題はリンクしていまして、建設職人の安全、処遇改善、地位向上が大きなカギです。さまざまな課題を解決するのが基本法です。適正な単価を得て、安全も教育もしっかりできるようになります。制定できれば建設業界に好循環が生まれてくるものと確信しています。青年部の方々から一言お願いします。

佐々　基本法が早く制定させることを祈念しています。

江幡　みんな同じ条件のもとで公平な競争ができるような環境を整備するために基本法制定の早期制定を希望します。

門傳　単価もそうですが、ただ工期を延ばせばいいということではなく、われわれのような建設職人の視点での工期設定を考えていただければと思います。こうしたことも基本法に盛り込んでもらうことを希望します。

佐古　発注者、ゼネコン、建設職人すべて利益が出せ、すべてウィン・ウィンの関係になれる基本法とすれば、すべての建設業界に従事する人々が輝ける社会になると思います。

小岸　いまの佐古幹事の言葉は、重要です。基本法は、特定の職種、あるいは建設職人だけにメリットがあるものではなく、建設業にかかわる発注者・ゼネコン、建設職人すべてが、恩恵をこうむることになり、「若者が誇りを持てる希望に満ちた明るい未来のある産業」の創生つながることになります。ぜひ、この点を建設業界や一般の方々にアピールしたいと思います。

皆さん、いかがでしょう。きたる10月19日の第1部アクセス主催の「全国仮設安全大会」および第2部「日本建設職人社会振興連盟大会」の共通スローガンを「希望の太陽のつどい」とし、国会議員、行政幹部、ゼネコンなどの方々にこの基本法の実現を強く訴え、実現にまい進しようではありませんか。

参加者一同　異議なし。いまこそ、基本法制定を議員立法による早期制定を強く訴えて参りましょう。本日の問題提起をもとに、強く基本法実現に向け一致団結しましょう。

建設労働災害撲滅のために安全衛生経費（福利厚生費を含む）計上確保は必要不可欠